悪質商法を支えるクレジットはシャットアウト!

-安心して使えるクレジット制度への法改正を-

Q. クレジットの市場と法規制は?

※信用供与額は、(社)日本クレジット産業協会による2005年の推計より

…消費者の信用にもとづく取引

購入代金を直ちに支払 わずに済むクレジット は、生活に便利な面を 持ち、ローンよりも多 く利用されています。

しかし、その法規制は とても不十分で、悪質 商法に利用される被害 が多発しています。 クレジット …後払いで商品等を購入 約43兆円

約33兆円

カードショッピング 約32兆円

消費者信用

約11兆円

契約書型

約10兆円

割賦払い

割賦販売法 が不十分 割販法の適用も ない(規制なし)

非割賦払い…1回、2回払い

ローン (消費者金融) …お金を借りる 約33兆円

約76兆円

・ [クレジットの内訳その 1]

… [クレジットの内訳その2]

貸金業法、出資法、 利息制限法など

Q. どんなクレジット被害があるの?

特に多いのは、次々販売などで支払いができないほど多額のクレジットを組ませる「過剰与信」と、リフォーム詐欺などの悪質商法にクレジットが使われる「悪質商法提携」です。

これらの被害は、カードではなく、 購入の度に契約書を作る「契約書型 クレジット」に集中しています。



例えば、埼玉県で一人暮らしの76歳の女性は、国民年金しか収入がなく生活保護も受けていましたが、複数の業者から訪問販売で必要のない布団などを次々と売り付けられ、合計で17件、1096万円ものクレジットを組まされました。

日弁連は、クレジット被害をなくするために、 割賦販売法の抜本的な改正を求めます。



- ▶ 顧客の支払能力を超えるクレジット契約を禁止し、その判断基準を定める
- クレジット会社に対し、悪質商法のクレジット使用を防止する義務を課す
- 契約書型のクレジットについて、クレジット会社に対し、顧客が支払った 金員の返還義務など販売業者との共同責任を定める
- ▶ 法律の規制対象に、1回払い・2回払いも含め、商品等の限定は廃止する
- ▶ 契約書型クレジットを扱う業者を登録制にするなど、必要な法規制をする

日本弁護士連合会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 TEL03-3580-9841(代) FAX 03-3580-2866